

令和4年8月23日

報道関係各位・関係各位

工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)

会長・個人情報管理室長 稲本 義範

**JEAS 個人情報保護指針第3版の施行について**

・・・防犯カメラの販売及び利用に携わるすべての皆様へ・・・

**JEAS 個人情報保護指針第3版の施行**

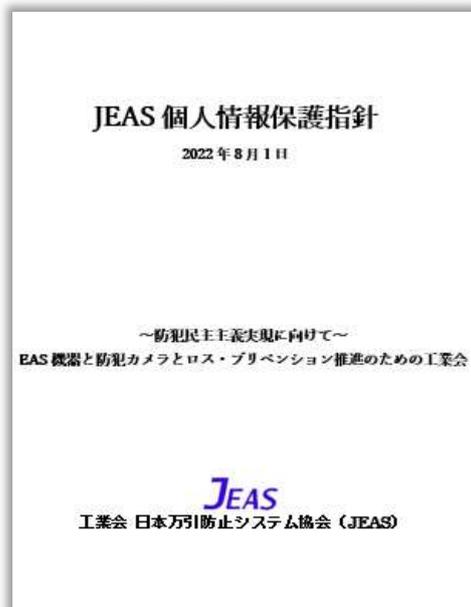
個人情報保護委員会認定の認定個人情報保護団体は「個人情報保護指針」(以下「保護指針」という。)を定めることとされており、対象事業者に保護指針を遵守させるための措置をとることが義務付けられています(法第54条第4項)。

当工業会は、個人情報保護法の改正に伴い、法第54条に基づき当認定団体の保護指針「**JEAS 個人情報保護指針(第3版)**」を本年7月8日に改定し、本年8月1日に施行しました。それを記念し今回の施行のJEAS 個人情報保護指針(以下、指針)と過去の「**令和2年9月30日施行の第1版指針**」と「**令和3年4月5日施行の第2版指針**」をJEAS 認定個人情報保護団体サイト(<https://www.jeas.gr.jp/intro09.html>)に公開しました。

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「法」という。)が全面施行されました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、これまでの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に  
応じる手続その他の事項又は仮名加工若しくは匿名加工に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、法の規定の趣旨に沿った「個人情報保護指針」を作成するよう努めることを求めていることから当工業会では本指針を定めました。

今回の指針は、当工業会会員だけでなく、防犯カメラの販売及び利用に携わるすべての皆様にとっても必須の情報となっております。広く周知を図るために本指針をリリースします。

工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)



平成14年設立のJEASは、平成30年には、経済産業省より「EASと防犯カメラ分野の工業会」の指定を受け、令和2年には個人情報保護委員会認定の認定個人情報保護団体となり、万引防止システム関連に従事するあらゆる企業が参画する総会員数52法人の産業団体に成長しております。本件の問い合わせは(<https://www.jeas.gr.jp/contact.html>)まで